公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公示します。

2024年8月21日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公示件名: セネガル国ノト市場農産物流通改善計画準備調査 (QCBS-ランプサム型)
- 2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項: 「調査業務用(または事業実施・支援業務用)」契約約款及び契 約書様式を参照
- 5. プロポーザル及び見積書の提出: 企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業 務 名 称: セネガル国ノト市場農産物流通改善計画準備調査(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号: 24a00508

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年7月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 8 月 21 日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:セネガル国ノト市場農産物流通改善計画準備調査(QCBS-ランプサム型)
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費 税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消 費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定): 2024年10月 ~ 2025年8月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約 交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する 成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行い ます。

(6) 部分払いの設定2

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2024 年度末(2025 年 2 月頃)

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引で すので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2. 担当部署 • 日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 8月 27日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 8月 28日 12時
3	質問への回答	2024年 9月 2日
4	プロポーザル等の提出用フォル	プロポーザル等の提出期限日の
	ダ作成依頼	4 営業日前から1 営業日前の正午まで
5	本見積額(電子入札システムへ	2024年 9月 6日 12時
	送信)、本見積書及び別見積	
	書、プロポーザル等の提出日	
6	プレゼンテーション	2024年 9月 11日 10時~
7	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
8	見積書の開封	2024年 9月 25日 10時
9	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
10	技術評価説明の申込日(順位が	評価結果の通知メールの送付日の翌日か
	第1位の者を除く)	ら起算して7営業日以内
		(申込先:
		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)
		※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2024年4月)」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

1) 消極的資格制限

- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。 特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に 規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は 求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3)日程」参照)。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1) 提供資料:

- 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則については、プロポーザル提出辞退後もしくは 失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

- (1) 質問提出期限
 - 1)提出期限:上記2. (3)参照

(2)回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限:上記2. (3) 参照

(2)提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法 (2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション資料
- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記 2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は<u>パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納</u>ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2. (3)日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ)は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)~3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

(3)提出先

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」
- 2) 見積書 (本見積書及び別見積書) 及び別提案書
- ① 宛先:e-koji@jica.go.jp
- ② 件名: (調達管理番号)_(法人名)_見積書 [例:24a00123 〇〇株式会社 見積書]
- ③ 本文:特段の指定なし
- ④ 添付ファイル:「24a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4)提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ)
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 - 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1)評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

(2) 評価方法

1)技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点(100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者 1 名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点) =最低見積価格=100点
- ② (価格評価点) =最低見積価格/(それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4. (2) に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点=100点

それ以外の見積額(N):価格評価点=(上限額×0.8)/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90:10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.9 + (価格評価点) × 0.1

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額 (消費税抜き)は上記2. (3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入 札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自 動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1)総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2)総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2.(3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1)本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2)本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

- 1. 企画・提案に関する留意点
- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- ▶ 応募者は、本特記仕様書(案)に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率 的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書(案)の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費(一般業務費)での傭上(主に個人)
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(第3章「2.業務実施上の条件」参照)
 - ③共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)
- ▶ 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書(案)記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

図プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

■ 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項 目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案) を参照してください。

Nº	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	ノト市場を含む農産物流通・卸売	第4条(4)
	市場調査の方法	
2	市場取引の効率化のための設計・	第4条(5)
	機能上の工夫	
3	市場に導入する DX 技術	第4条(6)
4	持続的かつ効率的な市場運営管理	第4条(7)
	のための体制・予算、本事業で実	
	施するソフトコンポーネント	
5	既存事業(特に SHEP プロジェク	第3条(10)
	ト)との連携案	

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1「案件概要表」のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

- (1)無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ
 - ▶ 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
 - ▶ 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとすること。
 - ▶ 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
 - ▶ 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる 結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果が そのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意す ること。

(2)参考資料

- ▶ 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。
- ① 公開資料

(エ) その他

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等 (以下「設計・積算にかかるガイド ライン等」という。)

ライン等」という。)
⊠ 協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)
□同「補完編(土木分野)」(2023 年 4 月)
☑ 同「補完編(建築分野)」(2023 年 4 月)
☑ 同「機材編」(2023 年 4 月)
施設・機材等調達方式(現地企業活用型)に係る概略事業費積算マニュアル
(改訂版)(2021 年 4 月)
□コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル
[小中学校・保健センター建設編] (2015 年 1 月)
(イ)環境社会配慮ガイドライン(以下「JICA環境社会ガイドライン」という。)
図 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2022 年 1 月)
□ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月)
(ウ) 気候変動対策ツール(以下「気候変動対策ツール」という。)
☑ 気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT:緩和策 Mitigation)
☑気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT:適応策 Adaptation)
□ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き

☑ JICA 不正腐敗防止ガイダンス
◯ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン
□コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2022
年 10 月)
□コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2024 年 7
月追記版)
⊠ソフトコンポーネント・ガイドライン
図ODA 建設工事安全管理ガイダンス(以下「安全管理ガイダンス」という。)
◯資金協力事業 開発課題別の指標例(以下「開発課題別の指標例」という。)
□ 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)
☑JICA グローバルアジェンダ(課題別事業戦略)

(3) 計画策定のプロセス

- ▶ 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設 計協議に関する現地調査を実施する。
 - □本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。
- ▶ 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論 して内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・ レポート」に取りまとめ、方針を検討する。
- (イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時
 - 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、 基本的な計画・設計の方向性を検討する。
- (ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前
 - 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書(案)」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- ▶ 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に 提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- ▶ 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が 困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける こと。

▶ 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること (必要に応じて打合簿を作成すること)。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- ▶ 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- ▶ 業務に先立って以下に記載する実施中事業において、本事業対象サイトを含む 調査が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に 活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
 - セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクト(2017~2022年)
 - アフリカ地域 アフリカにおける農業デジタル化基盤構築に係る情報収集・ 確認調査(2020~2021年)
 - セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクトフェーズ 2 (2023 年~実施中)
- ▶ 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- ▶ 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

○本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会 配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみな らず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供され るべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮につい ては、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会 影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例:市場移転予定地周辺、既存市場周辺

□別紙1のとおり。

(7)環境社会配慮

- ➤ 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・ 許認可手続きや基準等について、「JICA環境社会ガイドライン」上遵守が求め られるものと大きな乖離がないことを検証する。
- ▶ 本事業は、「JICA環境社会ガイドライン」上、セクター特性、事業特性および 地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため、

カテゴリBに分類されている。

- ▶ 本業務における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下のとおり。
 - (ア) 本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。協力準調査で詳細を確認 する。
- (8) 調達方式の検討方針(現地企業活用型による実施の場合)
 - △本業務では当該項目は適用しない。
 - □本事業は施設・機材等調達方式(現地企業活用型)による実施(競争入札による 現地業者を選定)を想定しており、調査においては以下の点に留意する。
 - セネガル国に登録されている企業を対象とした競争入札を想定し、本業務を受注したコンサルタントが現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討すること。
 - 現地企業の能力を慎重に分析し、本事業実施段階において必要と判断される場合は、本邦コンサルタントによる現地企業の施工管理支援(資機材の調達計画策定支援、施工図/製作図作成支援等)の実施も含め、円滑な事業実施・施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画/調達計画等に反映すること。
 - 現地調査初期において、現地企業の財務能力及び技術能力を慎重に分析し、 現地企業活用型の適否を確認すること。また、調達・設計施工計画にも反 映すること。現地企業適否の判断資料となる調査項目、調査方法について は、プロポーザルにて提案を求める。
 - 現地企業が財務的・技術的に十分でないと判断される場合は、第三国企業 または本邦企業の活用を検討する。
 - 入札公示から契約までの手続や工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合 の法務面の対応について相手国実施機関の実施体制を考慮し、弁護士また は調達アドバイザーの配置の必要性の有無等も検討すること。
 - セネガル国における公共調達・公共事業におけるリスク管理方法(前払い保証、履行保証、瑕疵担保等の保証の有無など)、慣例(特に仏語圏特有の慣例)、支払い方法等を確認し、想定されるリスクについても調査する。
- (9) クラスタ―事業戦略での本件の位置づけ
 - □本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。
 - ◯本業務はクラスター事業では以下の点に留意する。

▶ 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ(課題別事業戦略)³ の農業・農村開発に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は第3条(5)を参照。

(10)発注者の既存事業との連携可能性の検討

- □本業務では該当する関連既存事業はない。
- ▶ 特に連携を想定する既往案件を以下に列挙する。
 - ① セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクトフェーズ2
- ➤ セネガルにおいて市場志向型農業振興 (SHEP) アプローチに基づいた普及体制の構築を支援している上記プロジェクト(以下、SHEP プロジェクトという) は、ティエス州を含む 8 州 17 県の園芸農家グループに対してマーケティング能力強化に取り組んでいる。同プロジェクトは農家と市場関係者との取引関係の強化に向けた基礎情報収集調査や情報データベースの構築支援を行っていることから、これらの調査結果や同プロジェクトの活動・成果を十分に確認し、相乗効果の発現に努めること⁴。

(11)相手国関係機関の調整

- ☑本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。
- ▶ 事業実施体制を構成する組織に加え、関係するノト市、農業食料主権畜産省 (MASAE⁵)、国立農業農村指導機構(ANCAR⁶)も交え調査及び事業の進め

³ 保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20 の「JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

⁴ 本事業と SHEP プロジェクトとの連携案と本調査での検証方法についてプロポーザルにて提案すること。

⁵ Ministère de l'Agriculture, de la Souveraineté Alimentaire et de l'Élevage の略。なお、同省は 2024 年 に農業農村施設食料主権省(Ministère de l'Agriculture et de l'Équipement rural et de la Souveraineté Alimentaire, MAERSA)と畜産省が統合した。

⁶ Agence Nationale de Conseil Agricole et Rural の略。

方について検討を行うこと。

インセプション・レポートやインテリム・レポートなどの各種打合せに際してはノト市にも情報共有を行いつつ本業務にあたること。

(12) 本事業のコンセプト

- ▶ 本事業はティエス州ノト市に位置するノト市場の移転と拡張を行うと同時に、 同市場における取引の効率化や農産物の収穫後ロス削減による取引価格の最 適化及び流通量の拡大を実現するものである。
- ▶ 既存の市場施設は近年の農産物取扱量の急増と市場関係者(仲買人・卸売業者等)の増加により、市場内の動線が確保できず、販売スペースの不足が課題となっている。こうした非効率な取引環境により、流通業者が扱う農産物の3割程度が販売できずに廃棄されることもある7。本事業を通じて市場内取引の簡素化・効率化や適切な市場レイアウトの策定、貯蔵設備の導入による品質維持といった取り組みにより、取引量の増加と廃棄ロス(≒物理的損失)の削減が可能になり、市場関係者の収益向上が期待される。
- ▶ また、本事業では市場関係者のみならず、農家(特に小規模農家)のニーズ充足や課題解決、ビジネスとしての農業を促進する設備や機能の整備を検討する。既存市場の取引は仲買人・卸売業者・小売業者などが中心であるものの、直接的・間接的に農産物を供給する農家にとっても経済的重要性は高い。一方、現状では農家の市場情報への限定的なアクセスが課題となっていることから、農家が農産物の販売価格やピーク時期、市場が求める品質、仲買人・卸売業者等の取引相手の情報などに十分にアクセスできる環境を整備することで、農家は市場需給に合わせた営農計画の策定、販売条件の交渉、市場や消費者のニーズを踏まえた品質向上が可能になると考えられる。
- ▶ さらに、取引価格や取扱量、品質等の情報、さらに、市場関係者の情報をデジタル化(DX)技術を活用して市場が収集・蓄積・発信することにより、農家や市場関係者にとって農産物取引の効率性や透明性が高まることが期待される。これにより、農家の価格交渉力の向上、取引価格の適正化、農家と中間業者との取引費用の低減にもつながり、市場における取引量が拡大すると考えられる。

(13)ノト市場の特徴

- 1) 農産物流通量と市場利用者数
- 既存のノト市場では、1日に約3,000袋の農産物(ほとんどが野菜)が取引さ

⁷ JICA(2021)『アフリカ地域アフリカにおける農業デジタル化基盤構築に係る情報収集・確認調査(QCBS)最終報告書』

れており、国内のみならず周辺国から買付けに来る業者も存在する。近年は、 園芸作物の生産・輸出量の拡大に伴って取扱量は増加傾向にあり、市場の移転・ 拡張後にはより多くの市場関係者(仲買人や価格交渉人など)が取引を行うこ とが見込まれている。

▶ ノト市場は毎日約 2,000 人が利用しているが、その内訳は、バナバナが 80%、 農家が 10%、コクサーが 5%、運搬業者・行商人が 5%となっている(※数値 はいずれも推計)。市場の利用にあたって登録などの必要はなく、業者のリストは過去に作成された非公式なものが存在するだけである。

2) 市場運営管理予算と体制

- ▶ 現在、ノト市場では販売スペースの使用料や販売量に応じた税金を市場関係者から徴収している⁸。これらの使用料・税金は、ノト市役所から任命された市場管理者が徴収を行っているが、すべての市場関係者から徴収できていない。徴収された使用料・税金は国庫に納められる。ノト市は国から配賦される交付金から市場の維持管理費等を賄っている。
- ▶ 新市場の運営は、既存市場と同様に、ノト市から任命された市場管理者が担う ことが想定されている。
- 3) 農業デジタル化(DX)技術
- ▶ 既存のノト市場利用者の約 9 割がスマートフォンの SNS アプリケーション (WhatsApp)を利用して情報伝達を行っており、また、同国ではモバイルマネー決済も普及していることが確認されている。なお、現在 ANCAR が開発しているアプリケーションは、市場関係者のデータや市場情報を農家が登録する仕組みである。
- ▶ 本事業では市場内や市場関係者間の取引を効率化・促進するために DX 技術の 導入を検討する。現時点では市場で取引される農産物価格や取引量などのデー タの集計・管理・発信、市場関係者の登録情報のデータベース化などが想定さ れている。
- 4) 取扱量の拡大と品質劣化・収穫後ロス
- 既存市場では農産物の取扱量や市場利用者数の増加に伴って貯蔵・販売スペースが不足するとともに、市場内の動線が十分に確保できないといった問題が生じており、これにより農産物が市場内で滞留、あるいは屋外で露出した状態で扱われることで品質の劣化や収穫後口スが発生している。品質の改善や収穫後口スの削減により、農産物価値の向上や販売数量の増加につながり農家や市場関係者の収入向上が期待される。

⁸ 販売スペースの使用料は 100 FCFA/日、3,000 FCFA/月、また、販売税は農産物 25kg 以下の場合 50 FCFA/袋、50kg 以下の場合 100 FCFA/袋となっている(※農産物の種類による金額の違いはない)。

5) 新市場予定地と既存市場

- ▶ 新市場の建設予定地(※別紙3を参照)はノト市が所有権を保有しており、また、現在は未利用地であることから住民移転は発生しないと想定されている。しかし、本調査では公的な書類などで所有権を確認するとともに、新市場予定地でインフォーマルに居住や生業が営まれていないか十分に確認する必要がある。
- ▶ 既存市場は新市場の建設後に閉鎖し、市の施設(※警察署・消防署等が想定されている)の用地としての利用が想定されている。ただし、既存市場の解体時期や事業者など具体的な計画は確認できていない。

第4条 業務の内容

(1)業務計画書の作成

- ① 関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、 共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート(質問票含む)を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、セネガル国側の本事業の監督機関である商業・消費・中小企業省、実施機関の市場規制庁などの関係機関⁹にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ▶ 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画にお ける本事業の位置づけ等
 - 相手国における市場の近代化・建設に関連する政策・方針等¹⁰
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

⁹ 本事業のその他の関係機関として、ノト市、農業食料主権畜産省(MASAE)、国立農業農村指導機構 (ANCAR)が挙げられる。監督機関・実施機関のみならず、これらの関係機関に対しても調査方針や 調査結果を適宜説明し、理解を得ること。

¹⁰ 特に市場規制庁や商業・消費・中小企業省から聞き取りを十分に行うこと。

(4) 農産物流通・卸売市場調査¹¹

- 既存市場における近年の流通・取扱量(全体及び卸売業者一人当たり)や周辺地域内・セネガル国内・近隣諸国間における生産量・流通量・流通チャネルを調査する。また、既存市場や新市場と同規模の市場の利用者数を確認する。
- ▶ 上記に基づいて、新市場おける取扱量や利用者数を予測するとともに適切な市場規模や機能・設備を検討する¹²。予想される取扱量に比して新市場の規模が不足する場合は対応策を検討する。

(5) 市場設計調査¹³

- ▶ 場内物流の効率化や農産物の品質維持・廃棄削減を達成するため、ノト市場を含む同国農産物市場のレイアウトや取扱量・利用者数の調査結果、関係者との協議等を踏まえて、新市場の適切な場内動線の確保や、販売スペース(卸売、小売)、貯蔵設備等の配置を検討する。入荷から出荷に至る場内外の物流動線の効率化や、荷下ろし・荷積みのためのプラットフォームの整備、パレットやコンテナ等の活用、ICT技術の導入、卸売・小売ごとの取引スペースや貯蔵スペースのゾーニングなど具体的な対策と費用対効果を検討する。
- ▶ 農産物の貯蔵設備・低温施設や廃棄物の処理施設、衛生施設は、市場管理者の 維持管理能力・予算、新市場建設予定地のインフラ(電力・上下水道)を考慮 して適切なものを導入する。
- 新市場では仲買人や卸売業者を中心に農産物の取引を行うだけでなく、農家自身が市場関係者と直接に情報共有や販売体験を行う機会を提供することにより、農家が消費者ニーズを把握して営農改善を促す。他にも、農家に限らず、取引以外の活動ができるような工夫を行う。

(6) DX 技術の適用可能性調査¹⁴

➤ 先方実施機関や市場管理者・関係者、農家、また、SHEP プロジェクト専門家などと協議を行い、関係者のニーズや相手国及び本邦の導入事例をもとに DX技術を具体的に検討する。導入した場合の効果、維持管理体制・費用を明らかにする。

¹¹ 既存のノト市場の取扱量やニャイ地区における農産物の流通量をもとに新市場の取扱量や利用者数を予測するための調査・分析手法及び調査項目、調査体制について、プロポーザルで提案すること。

¹² 別紙 1 を参照。なお、上述のとおり既存市場は新市場の建設後に閉鎖される計画。

¹³ 増加する市場取扱量や利用者数への対応や、市場内取引の効率化の観点から市場の設計において考慮 すべき事項をプロポーザルで提案すること。構造物自体の設計はもとより、市場設備・機材の整備に おいて調査で確認する項目を具体的に記載すること。

¹⁴ 新市場で導入の可能性がある DX 技術をプロポーザルで提案すること。技術そのものに加えて、技術導入により期待される効果、費用(導入・運用コスト)、運用体制、技術的支援の要否についても記載すること。

▶ DX技術の導入にあたっては、農家を含む市場関係者のITリテラシーや利用可能性を調査し、利用者の利便性、維持管理体制を十分に検討したうえで導入技術を決定する。必要に応じてソフトコンポーネントにて技術的支援を行うことを検討する。

(7) 市場運営管理体制調査15

- 新市場が適切かつ持続的に運営されるために、既存市場の財務状況・運営体制等をもとに、新市場の運営管理経費と歳入(収入)を予測し、予算確保、使用料・税金の水準、予算獲得計画を検討する。
- ▶ 新市場の設備、予想取扱量、予想利用者数、また、既存市場の運営管理体制、 法規制、利害関係者、財務状況等をもとに、新市場において市場設備の維持管理や利用料の徴収が適切に行われるための体制・仕組みを検討する。特に商業・ 消費・中小企業省、ティエス州・ノト市、既存市場の管理者との役割と監督・ 報告体制を明確にする。また、市場関係者や農家などの既存市場の利用者にも 調査を行い、新市場へのニーズを確認するとともに、特定の利用者に不利益が 生じる可能性がある場合は対応策を検討する。
- ▶ 市場の運営や設備の維持管理を適切に行うために必要なソフトコンポーネントを検討し、実施機関と合意する。また、JICAが実施する技プロや課題別研修の活用可能性を検討する。

(8) 自然条件調査

- □本業務では当該項目は適用しない。
- 概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・ 拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その 影響を回避/最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調 査を行う。
 - ① 気象・風況調査(机上調査、一式)
 - ② 自然災害調査(台風、地震、活断層)
 - ③ 地下水(電気探査) 16
 - ④ 地形測量(平板測量:縮尺 1/500・0.5m 間隔、水準測量:建屋部分を中心に)
 - ⑤ 地質調査(地形·地表地質調査、標準貫入試験:10箇所)

¹⁵ 市場の拡張や取扱量の増加を踏まえ、持続的かつ効率的な市場運営管理のための体制や、市場関係者 を含む協議体の形成、使用料の適切な徴収のための仕組みなどをプロポーザルで提案すること。

¹⁶ 新市場では地下水から給水する計画であり、建設予定地周辺で井戸を掘削して水源を確保する想定である。建設予定地の周辺で水源が確保できない場合は、本調査の中で代替案を検討・提案すること。 なお、水源確保のための費用は相手国側が負担する想定。

- ⑥ 地籍調査(市場建設予定地及びその周辺)
- ⑦ 支障物調査(机上調査、現地地表面調査)

(9)サイト状況調査

- □本業務では当該項目は適用しない。
- 設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握する ため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う(資機材の整備状況に関する 調査を行う)。
 - ① 既存施設・設備状況調査¹⁷ 既存施設・設備の利用・稼動状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状 況等
 - ② 支障物件

建設用地内及び工事影響範囲にある上下水道、電気等

③ サイト周辺調査

新市場建設予定地及びその周辺部のサイト状況を調査する。建設予定地はノト市が保有する土地であり、かつ未利用地である¹⁸。また、建設にあたり構造物の撤去や住民の移転は発生しない。一方で、周辺部も含めて、インフォーマルに農業やビジネスを営んでいたり、生活空間を構成しているなど、地域住民の生活に負の影響が生じる可能性を調査する。

新市場の運営に必要な水源・排水・電力供給のためのインフラは整備されていない。これらは先方負担事項として整備する想定であるが、本調査において整備費用・期間、また年間維持管理費用を積算する。また、インフラ整備の期間・負担者をセネガル政府と確認し合意する。

④ 既存市場の利用状況調査

既存市場の市場関係者に対して現在の取引・販売スペースの利用状況や、取引・保管・運搬等の課題及びニーズの聞き取りを行う。また、既存市場の敷地内外で小売業を営む商人なども含めて既存市場周辺で事業を営む人々への影響や既存市場における商習慣や利害関係を確認し、新市場の移転が負の影響をもたらさないよう十分に留意する。市場関係者等からの聞き取り内容を踏まえ、実施機関と協議の上、新市場の設計への反映や対応策の検討を行う。また、既存市場の移転に合わせてバスターミナルが

(10)環境社会配慮にかかる調査

¹⁷ 本事業は既存の卸売市場を別の用地に移転する計画であるため、既存市場・設備そのものの改修は必要ないものの、既存市場で発生した維持管理上の課題等を確認し、新規市場の建設の参考とすること。

¹⁸ 本調査において登記書など土地所有権に示す法的文書を確認すること。

- □本業務では当該項目は適用しない。
- ☑本業務では以下の対応を行う。
- (a) 初期環境調査
 - 1) JICA 環境社会ガイドライン」に基づき、初期環境調査(Initial Environmental Examination)として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2023 年 5 月)」に基づくこととする。また、相手国等(関係官庁・機関)と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
 - 2)環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - ① 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - a) 環境社会配慮(環境アセスメント、情報公開等)に関連する法令や基準 等
 - b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
 - c) 関係機関の役割
 - ② スコーピング (検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施
 - ③ ベースラインとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合(例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は5年、社会面は3年程度)、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
 - ④ 影響の予測
 - ⑤ 影響の評価及び代替案の比較検討
 - ⑥ 緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償)の検討
 - ⑦ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)の作成
 - ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
 - ⑨ ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA環境社会ガイドライン」別紙5を参照のこと。)
 - ⑩ プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO2 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

- 3) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書(または IEE 報告書)の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書(案)(または IEE 報告書(案))を作成する。
- (b) 住民移転計画 (用地取得/非自発的住民移転を伴う場合)
- 1) JICA 環境社会ガイドライン、世界銀行 Environmental and Social Standard (ESS) 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案(英語及びフランス語)の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下①~⑪を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2023 年 5 月)」を参考にする。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。
 - ① 住民移転に係る法的枠組みの分析
 - (a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する乖離については必ず確認する。
 - ② 住民移転の必要性の記載
 - (a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の 伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住 民移転を回避・最小化させるための代替案を記載する。住民移転につい て、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関 の責任・役割を整理する。
 - ③ 社会経済調査(人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査)の実施
 - (a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象 に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店

舗従業員、非正規占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。

- (b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・ 非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ま しい。
- (c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、 受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会 的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、 女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当 該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理 する。

④ 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- (a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、小作人、賃借人、 商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む)を特定する。
- (b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、 同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合は その理由を記載する。
- (c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内容、 責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメ ント・マトリックスを作成する。
- (d) ESS 5 で定義される再取得価格に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得価格と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- (e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。 生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、

職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

- ⑤ 移転先地整備計画の作成(事業の中で移転先地を整備する場合)
 - (a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤(上下水道、区画道路等)の整備計画、社会サービス(学校、医療等)提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。
- ⑥ 苦情処理メカニズムの検討
 - (a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

⑦ 実施体制の検討

- (a) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、 NGO等)を特定し、各機関の責務(機関の役割、組織図、部署の役割、 スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等)を記載する。
- (b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は 能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方 自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンス の責任を持って行うことについて、実施機関、自治体から承諾を得る。

⑧ 実施スケジュールの検討

(a) 補償金や転居に必要な支援(転居費用等)を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス(学校、医療等)の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

⑨ 費用と財源の検討

- (a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。
- ⑩ モニタリング・事業終了評価方法の検討

- (a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理の ために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフ オームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指 標を含める。
- (b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- (c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

① 住民参加の確保

- (a) 社会的弱者(女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・ 国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む)や移転 先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住 民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホル ダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個 別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等と のフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計 画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保し た実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成 段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・ 協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録 を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも 記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等に含むこととす る。
- 2) 必要に応じて、住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。
- (11) ジェンダー視点に立った調査・計画
 - □本業務では当該項目は適用しない。
 - △本業務では以下の対応を行う。
 - ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会(や世帯内)における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。 事業内容に反映するためのステップ
 - (ア) 社会・ジェンダー分析を行う。
 - (イ) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定·設 定する。
 - (ウ) ジェンダー視点に立ったアウトプット(成果)設定の必要性を検討する。
 - (エ) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定 する。
- ③ 調査項目として下記を含める。
 - ▶ 市場利用者(卸売業者、仲卸業者、売買関係者、生産者、消費者等)に占める男女の割合、男女による市場施設(トイレを含む)の利用状況、乳幼児等を抱える市場関係者にとって働きやすい環境改善のニーズ¹⁹

(12) 障害配慮に関する検討・計画

- □本業務では当該項目は適用しない。
- ▶ 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を 理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- ▶ 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(13) 気候変動対策案件としての検討

□□本業務では当該項目は適用しない。					
]事業計画に当たって、	気候変動対策	(緩和・適応)	に資する活動を	と事業計画
	に組み込むことを検討	対する。			
\times	本事業は事業実施によ	り気候変動対領	策事業 (緩和)	に資する可能性	‡があるこ

- ☑本事業は事業実施により気候変動対策事業(緩和)に資する可能性があることから、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)(緩和策)」等を参考に、本事業を通じた緩和効果(温室効果ガス排出削減・吸収量)の推計を行う。
- ☑「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)(適応策)」の該当箇所等を 参考に、本事業における気候変動リスク評価(気候変動により発生する影響・リスクの評価)を実施し、適応策(気候リスクの回避・低減策等)の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益

¹⁹ ノト市役所への聞き取りでは、託児所等の設置のニーズがあることが確認されたが、詳細は本調査で確認すること。

人口(適応案件の受益者数)の推定を行う。

- ▶ 具体的には、Climate-FIT Part1 及び Part2 農業セクターの記載を参考にリスク 評価・適応策検討、裨益人口の推定を行う。
- ▶ また、新市場及び関連施設の建設における太陽光パネル設置等の再生可能エネルギーの導入や省エネ機材導入等による GHG 排出量削減の効果を調査分析し、導入を検討する²⁰。

(14)調達事情調査

- ▶ 本事業実施に必要な資機材(鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等)・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情(調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等)を調査する。
 - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの整理
 - ③ スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
 - ④ 第三国調達の可能性の検討
 - ⑤ 調達上の留意事項の整理
 - ⑥ 調達、据付に関する日本側と相手国側負担事項の区分の明確化
 - ⑦ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(15)施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- ▶ 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。
- ▶ 施設の建設、水源・排水設備に関連する法令や規制、電気の供給状況、自然条件等、適切な施工計画を策定に必要な情報を収集する。

(16) 基本計画/概略設計図の作成

- ▶ 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- ▶ 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設/構造物全

²⁰ 太陽光パネル等を設置して既存の電力グリッドと接続する場合は、相手国の法規制・制度も確認し、許認可申請の要否や追加的経費の有無も併せて調査すること。

体の平面図/縦断図/標準断面図の図面を含める。

(17) 施工計画の立案

- □本業務では当該項目は適用しない。
- □以下の施工計画について検討・作成する。
 - ① 施工方針
 - ② 施工上の留意事項
 - ③ 施工区分(相手国負担工事との区分)
 - 4 品質管理計画
 - ⑤ 資機材調達計画
 - ⑥ 仮設計画(必要に応じて)
 - ⑦ 実施工程
 - ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
 - ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
 - ⑩ 施工監理計画
 - ▶ 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

(18) 事業の維持管理計画の立案

- ▶ 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(19)技術支援計画の検討、計画策定

- □本業務では当該項目は適用しない。
- △本業務では以下の対応を行う。
 - 本事業で整備する施設/機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
 - > ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(20) 施工時の工事安全対策に関する検討

- □本業務では当該項目は適用しない。
- △本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に 必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート(案)を作 成する。
- ▶ 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- ▶ 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全/労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の 先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- ▶ 上記安全対策の経費については、概略事業費の積算にあたって適切に計上する。

(21) 内部照査の実施

- △本業務では当該項目は適用しない。
- □本業務では以下の対応を行う。

(22) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協力スキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- ▶ 相手国側負担事項²¹(銀行取極め(B/A)の締結、支払授権書(A/P)の発行²²、 用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、井戸掘削・排水設備建設の許可、 電力インフラの整備、道路ユーティリティ(支障物件)の移設、交通規制、環 境社会配慮に係る手続き等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおけ る関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手 国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- ▶ 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものと

²¹ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

²² 特に B/A 締結や A/P 発行の遅延は事業全体の遅延に繋がることから、現地調査時に資金決済方法等を 実施機関(※B/A 締結者が実施機関と異なる場合は所掌機関を含む)に説明し、先方負担事項に明記 する。また、概略設計協議の際にも再度先方実施機関に説明し、確実な履行を促すこと。

なるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(23) 免税情報の収集・整理

- □本業務では当該項目は適用しない。
- ◯本業務では以下の対応を行う。
- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目²³を対象に、それ ぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を 含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金(法人税等)
 - 個人の所得に課される税金(個人所得税等)
 - 付加価値税(VAT等)
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- ▶ 各税目について、受注企業が免税(事前免税、事後還付、実施機関負担等)を 確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。 過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- ▶ 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報(面談相手、内容、連絡先等)も提出する。

(24) 現地調査結果概要の作成・説明

概略設計協議前に行う現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

(25) 概略事業費の算出

① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計

²³ 無償資金協力事業では免税が原則である。

にかかるガイドライン等を参照して積算する24。

- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(26) 想定される事業リスクの検討

- □本業務では当該項目は適用しない。
- ◯本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策(リスクの管理 や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコント ロールする手法について検討する。
- ▶ 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(27) 事業の評価指標の検討

- ▶ 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- ▶ 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(28) 事業概要の本邦企業への説明

- 図本業務では当該項目は適用しない。
- ──本業務では以下の対応を行う。

(29)協力準備実施報告書(案)の作成

▶ 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書(案)として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(30)協力準備調査報告書(案)の説明

- □本業務では当該項目は適用しない。
- △本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 概略事業費を含めた協力準備調査報告書(案)の内容を相手国政府・実施機関

²⁴ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・ 設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なもの になるよう留意する。

等に説明する。

- ▶ 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する(特に維持管理体制の整備と必要な予算/財源の確保、環境社会配慮等)。
- ▶ 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(31)協力準備調査報告書の作成

- ▶ 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書(案)の説明を踏まえ、協力 準備調査報告書を完成させる。
- ▶ 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書(先行公開版)²⁵も作成する。

第5条 成果品

- □本業務は、各期それぞれに作成する。
 - ➤ 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量(部数)は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
 - ▶ 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
 - 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
 - ≫ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の 法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当 該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以	日本語	電子データ	1 部
	内			

²⁵ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

インセプション・レ	初回現地調査前	日本語及	電子データ	1 部
ポート		び仏語		
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	日本語	簡易製本	3 部
		仏語	簡易製本	7部
協力準備調査報告書	解析後	日本語	簡易製本	3 部
(案)		仏語	簡易製本	7 部
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1 部
進捗報告書26の初版	概略設計協議 調査後	英語	CD-R	1 部
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1 部
概略事業費積算内訳	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1 部
書				
機材仕様書	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1部
		仏語	CD-R	2 部
概要資料(案)	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	1 部
協力準備調査報告書	契約履行期限末日	日本語	CD-R	3 部
(先行公開版)		仏語	CD-R	3 部
協力準備調査報告書 契約履行期限末日 (最終成果品)		日本語	CD-R	3 部
		日本語	製本	3 部
			CD-R	3 部
		仏語	製本	3 部
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	1 部

注)上記の報告書等はすべて電子データ(PDF等)の提出を必須とする。

記載内容は以下のとおり。

- (1)業務計画書
 - ▶ 共通仕様書第6条に記された内容
- (2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書
 - ▶ 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容
- (3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

²⁶ Project Monitoring Report (PMR)

▶ 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

▶ 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5)調査データ

- ▶ 位置情報²⁷の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ▶ ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(6) 環境社会配慮に関する資料

- ▶ 環境当局承認済もしくは環境当局提出済みの環境アセスメント報告書(相手国の法令上必要であり、相手国等から提出があった場合)
- ▶ 環境許認可証明書(同上)
- ▶ インセプション・レポート(環境社会配慮部分) 記載内容:第4条「業務の内容」(6)「環境社会配慮にかかる調査」①「初期環境調査」、②「住民移転計画」に係る調査方針を記載し、環境チェックリスト(案)の様式を用いて要約すること。
- ▶ インテリム・レポート(環境社会配慮部分) 記載内容:第4条「業務の内容」(6)「環境社会配慮にかかる調査」①「初 期環境調査」、②「住民移転計画」に係る調査方針を記載し、環境チェック リスト(案)の様式を用いて要約すること。
- 協力準備調査報告書(案)(環境社会配慮部分)

記載内容:調査結果の全体成果(要約を含む)

提出時期: 2025年3月

▶ 協力準備調査報告書(先行公開版)

提出時期: JICA 環境社会ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書を作成する。

²⁷ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、 必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

第6条 再委託

- □本業務では、現地再委託の実施を想定していない²⁸。
- △本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコン サルタント等)への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとお り。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	自然条件調査	「第4条 業務の内容 (4)	一式	定額計上
		自然条件調査」の③~⑤		
2	環境社会配慮調査	環境カテゴリ B を前提とした	一式	定額計上
		環境社会への影響の予測・評		
		価、緩和策及びモニタリング案		
		計画案、住民移転計画案(RAP		
		案)の作成等		

第7条 機材の調達

□本業務では、機材調達の実施を想定していない。

☑本業務では、以下の対応を行う。

- ▶ 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機 材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- ▶ 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材 であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続 きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等 について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができな い場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法に より「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1:案件概要表 別紙2:環境社会配慮

別紙3:対象位置図(ノト市場)

²⁸ 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案 してください。

別紙1:案件概要表

1. 基本情報

- (1) 国名:セネガル共和国
- (2) プロジェクトサイト/対象地域名:ダカール州・ティエス州・ルーガ州・サンル イ州にまたがるニャイ地区(人口:約200万人)
- (3)案件名:ノト市場農産物流通改善計画(The Project for the Improvement of Agricultural Market and Transportation System in Notto City)
- (4) 事業の要約: セネガル最大規模の園芸作物市場であるノト市場の移転及び拡張を行うもの。想定される総事業費は約1,550百万円。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

セネガル共和国(以下、「セネガル」という。)において農業セクターは、GDPの約15%(世銀、2022年)、全就業人口の約21%(世銀、2021年)を占める重要な産業である。近年の人口増加や気候変動を受け、国家開発計画であるセネガル新興計画(2014-2035)には、食料安全保障強化に向けた農業振興及び流通促進の必要性が強調されている。中でも、園芸作物は生産量・輸出量ともに近年飛躍的に増加しており(生産量:64万トン(2010年)から12万トン(2021年)、輸出量:5.6万トン(2012年)から12万トン(2021年)(食料主権国家戦略(2024-2028))、農業振興の牽引役として期待されている。

他方、園芸作物は計画性に乏しい生産量増加による値崩れや、これに伴う農作物の廃棄、保存・加工技術の低さ、資金・市場へのアクセス等の課題に直面しており、これら課題に対処すべくセネガル政府は「持続的な食料主権のための農業プログラム(2021-2025)」を策定し、作目の多様化による競争力の強化や持続性の向上、倉庫建設等による貯蔵・保存インフラの整備等に取組むとしている。JICAでは、2017年より、同国園芸作物の約6割を生産するニャイ地区を対象に農家の所得向上を目指し、市場志向型農業普及手法であるSHEP(Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion)アプローチを通じて市場を意識した営農改善を推進し、上記課題への対応を技術的に支援している。SHEPアプローチは国際連合食糧農業機関(FAO)、国際農業開発基金(IFAD)、欧州連合(EU)等、同国にて園芸作物の技術支援や普及活動を行う他国際機関の事業でも採用されており、また同国農村開発戦略計画にもSHEPアプローチを農業指導ツールとして活用する旨が明記されるなど、その有用性が認知され、様々な機関・事業を通じて広く展開されている。

ノト市場は国内最大規模且つニャイ地区最大の青果卸売市場として集荷・流通拠点としてのみならず、国内産に加えモロッコ産等の園芸作物をセネガル国内及びガンビア、マリ、モーリタニア等近隣諸国にも供給する拠点として、サヘル地域の食料安全保障上重要な位置づけにある。他方、既存市場は取扱量の急速な伸びに対して、販売・貯蔵スペースの不足や市場動線の確保が適切になされておらず、流通環境の改善が喫緊の課題となっている。そのため商業・消費・中小企業省は既存市場の移転・拡張を計画しており、既に郊外に土地を確保している。

ノト市場農産物流通改善計画(以下、「本事業」という。)は、市場を移転・拡張するとともに取引スペースの整備や管理施設・衛生設備を整備することにより、多様な市

場関係者(農家、仲買人、卸売業者、消費者等)の取引が効率化され、また園芸作物の品質劣化防止や収穫後ロスの削減を行うものである。これにより市場で取引される農産物の品質が維持され廃棄品が減少することによる価格の適正化及び流通量の向上が期待できる。

さらに、DX技術を活用した市場情報(取引価格・量など)の見える化などによる市場運営の効率化や流通環境の改善も検討しており、実施中の SHEP の技術協力による市場データを活用した営農改善との相乗効果の発現を図る。本事業は園芸作物の流通環境の改善及び流通量の増進に貢献し、もって園芸作物生産者の生産促進並びにセネガル及び周辺国における食料安全保障の強化に貢献する。

(2) 農業セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け対セネガル共和国国別開発協力方針(2020年9月)における重点課題「格差是正・レジリエンス」における開発課題「安定的食料生産・供給能力の強化」に合致する。また、農業インフラ投資を促進するとした TICAD8 チュニス宣言にも合致するとともに、JICA の課題別事業戦略(グローバルアジェンダ)5.「農業農村開発(持続可能な食料システム)」の重点分野「小規模農家向け市場志向型農業振興(SHEP)」の協力方針に沿うものである。

(3) 他の援助機関の対応

フランス開発庁、アメリカ国際開発庁、世界銀行、アフリカ開発銀行、国際農業開発基金、国連食糧農業機関等が園芸作物にかかる生産技術支援、インフラ支援及び政策支援等を実施している。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、セネガルの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、流通環境の改善をもって園芸作物生産者の生産促進、並びにセネガル及び周辺地域の食料安全保障の強化に資するものであり、SDGs ゴール 2「飢餓撲滅・食料安全保障」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

- (1) 事業概要
- ①事業の目的:本事業はノト市場の移転及び拡張を行うことにより、園芸作物の流通環境の改善による園芸産物の市場価値の適正化及び流通量の増進を図り、もって園芸作物の生産促進並びにセネガル及び周辺国の食糧安全保障の強化に寄与するもの。
- ②事業内容

ア)施設、機材等の内容

【施設】市場スペース29、貯蔵庫

【機材】DX機材(統計·運営事務機器)

- イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容:詳細設計、入札補助、施工監理、DX技術の運用維持管理、市場の運営維持管理の指導。
- ウ)調達・施工方法:建設資材は現地調達とし、現地調達が困難な資材は日本調達とする。機材は基本的に日本調達とし、日本又はセネガルで調達困難な機材は 第三国調達とする。
- ③本事業の受益者

²⁹ 市場の建築面積は既存市場の約2倍にあたる3,000 ㎡を想定しているが、本調査を通じて適切な敷地面積・建築面積を確認すること。

直接受益者: ノト市場販売・取引業者(約1,600人)、ニャイ地区園芸農家(35,000人)

最終受益者:4州にまたがるニャイ地区の人口約200万人

④他の JICA 事業との関係:「小規模農家能力強化プロジェクトフェーズ 2」(2023 ~2028)では、園芸作物生産者のマーケティング能力強化を実施することにより、園芸農家の競争力・生計向上を図っている。本事業により流通環境を改善することで、さらなる生産・販売を促進することができるため相乗効果が期待される。

(2) 事業実施体制

- ①事業実施機関/実施体制 監督官庁:商業・消費・中小企業省 (Ministry of Commerce, consumption and SMEs)、実施機関:市場規制庁 (Market Regularization Agency: ARM)
- ②他機関との連携・役割分担:生産者に向けた支援は JICA の技術協力及び他機関の事業(栽培技術指導:フランス開発庁(AFD)、FAO等、マーケティング能力強化支援:AFD、アフリカ開発銀行、IFAD等)にて実施し、流通過程におけるインフラ支援を本計画にて実施することにより、園芸セクターのバリューチェーンを包括的に支援する。
- ③ 運営/維持管理体制:協力準備調査にて確認
- (3) 安全対策:調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の 検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。
- (4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 □A ■B □C □FI
- (5) 横断的事項:気候変動の影響を考慮した設備を導入することにより気候変動適 応策へ資する可能性がある。詳細は協力準備調査にて確認する。
- (6) ジェンダー分類:【確認中】■GI(ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件) <活動内容/分類理由>:協力準備調査において女性の就業環境・利用ニーズ等 ジェンダー課題を確認した上で、取組案や設計仕様及び指標案を策定・確認する ため。
- (7) その他特記事項:特になし

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値(2023 年実績	目標値(2030年)
	值)	【事業完成3年後】
	(市場移転拡張前)	(市場移転拡張後)
市場施設内の販売台や床上売り場で販	425	850
売できる一日当たりの仲買人の数(人)		
市場の年間営業収入(万円/年)	4,500	9,000
市場の取扱量(トン/日)	225	450

(2) 定性的効果

市場管理者による市場の施設・設備を維持管理する能力の向上、ノト市場の衛生環境の向上、利用者満足度及び利便性の向上、食品安全性の改善等。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

パプアニューギニア独立国向け「マダン市場改修計画」(評価年度 2018 年度)では、市場整備により農水産物の衛生環境及び利用環境が大幅に改善したことが報告されて

いるが、事業完成後の市場の運営体制が未定であったため、供用開始の遅れ、事業効果の継続的な発現が一部損なわれた。本事業では計画段階から運営体制を確認し実効的な体制が敷かれるように留意する。

以上

[別紙資料] ノト市場農産物流通改善計画 環境社会配慮

[別添資料] ノト市場農産物流通改善計画 地図

別紙2:ノト市場農産物流通改善計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 B
- ② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可:本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。協力準調査で詳細を確認する。
- ④ 汚染対策: 現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑤ 自然環境面:現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑥ 社会環境面:現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑦ その他・モニタリング: 具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

以上

別紙3:対象位置図(ノト市場)



図 1:ニャイ地区における園芸作物の流通ネットワーク (出典: Google MAP (地図データ©2023 Google) よりJICA作成)



図2:現在のノト市場と新設予定地

出典: Google MAP (地図データ©2023 Google) よりJICA作成

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験

評価対象とする類似業務:農産物市場の設計・維持管理に係る業務、及び農業 デジタル化技術の導入・調査に係る業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2) 業務実施の方法
 - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
 - 3)作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、 作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の 記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

- 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)
- 5) 現地業務に必要な資機材
- 6) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
- 7) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象 となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当 専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

- ・評価対象とする業務従事者の担当専門分野
- ▶ 業務主任者/○○
 - ※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。
- 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び 語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/〇〇)格付の目安(2号)】

- ① 対象国及び類似地域:セネガル国を含む西アフリカ地域
- ② 語学能力:英語(フランス語が出来ることが望ましい)
- ※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を 評価します。

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

現時点で想定する業務工程は以下のとおり。より適切な工程・手法があれば提案すること。ただし、調査時期や成果品提出時期の後倒しは原則不可。

- 1) 国内準備作業(2024年10月)
 - 第一次現地調査を効率的に実施するための作業工程を検討する。
 - 関連する技術協力プロジェクトの情報収集や、JICA事業関係者からの聞き取りを行い、既存市場が抱える課題や、流通改善に向けた施設・機材(DX技術を含む)等を分析する。
- 2) 第一次現地調査(2024年10月~2025年1月)
 - 既存市場及び近隣市場の農産物流通を調査し、新市場の取扱量・利用者数を試算する。
 - 市場取引の効率化に資する DX 技術の導入とその効果や維持管理体制を調査する。また、ソフトコンポーネントの実施を前提に方法と経費を試算する。
 - 新市場における農家による直売機能や、廃棄ロス削減のための取組みを検討する。
 - 既存市場の運営状況をもとに持続的かつ適切な運営管理体制・利用料金・予算 確保を具体的に検討し、先方実施機関と合意する。
 - 自然条件調査、サイト状況調査、環境社会配慮に係る調査等を実施する。
 - 調達機材の仕様・調達方法の調査、概略設計図の作成、施工計画の立案を行う。
 - 相手国側負担事項を整理し、実施機関を含むすべての関係機関に対して了解を 取り付け、書面にて合意する。
 - 免税情報の収集・整理を行う。
- 3) 帰国後国内作業(2025年1月~5月)
 - 現地調査結果概要を作成し、帰国報告会を開催する。
 - 積算・設計方針会議の協議内容を踏まえて概略事業費を算出する。
 - 事業の評価指標の検討を行う。
 - 協力準備調査報告書(案)を作成し、外務省の同意を得る。
- 4) 第二次現地調査(2025年6月~7月)
 - 協力準備調査報告書(案)を先方政府に説明し、書面にて合意を得る。

- 相手国負担事項や本体事業の実施スケジュールについて再度すべての関係者に説明し、了解を得る。
- 5) 準備調査報告書等の提出(2025年8月)
 - 協力準備調査報告書等を作成し、受注者と協議の上、提出する。

(2)業務量目途

 1)業務量の目途 約 15.85 人月

2) 渡航回数の目途 全10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- ▶ 地質調査/地形測量
- ▶ 地籍調査/支障物調査
- > 環境社会配慮調査

(4)配付資料/公開資料等

- 1)配付資料
- ➤ JICA (2018) 『セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクト (第1期) ニャイ地区の実態調査報告書』
- ➤ JICA (2023) 『セネガル国小規模農家能力強化プロジェクトフェーズ 2 (バリューチェーンアクター関係強化)専門家業務完了報告書(短期専門家)』(添付資料 8 を除く)
- ▶ JICA (2023) 『カテゴリB案件報告書執筆要領(2023年5月)』(貸与資料)

2) 公開資料

➤ JICA (2021) 『アフリカ地域 アフリカにおける農業デジタル化基盤構築に係る情報収集・確認調査 (QCBS) 最終報告書』

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12363313.pdf

▶ JICA (2022) 『セネガル国小規模園芸農家能力強化プロジェクト プロジェクト事業完了報告書』

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12335170.pdf

(5)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	便宜供与の有無
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置(日本語/英語⇔仏語)	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(6)安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の 実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求め ます。

注)Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月 (2024 年 7 月追記版))」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

(1)契約期間の分割について

第1章「1.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合(又は競争参加者が分割を提案する場合)は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合: 当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。
- (例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

69, 957, 000円(税抜)

なお、定額計上分 17,866,000 円 (税抜) については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、 定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま 計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不 足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確 定します。

No.	対象とする経 費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	地質調査/地	「第3章 プロ	2, 000, 000 円	調査費一式	現地再委託
	形測量	ポーザル作成に			
		係る留意事項			
		2. 業務実施上			
		の条件 (3)現			
		地再委託」			
2	地籍調査/支	同上	3,000,000円	調査費一式	現地再委託
	障物調査				
3	環境影響評価	同上	5, 000, 000 円	調査費一式	現地再委託
	調査に係る経				
	費				
4	資料等翻訳費		2, 000, 000 円	報告書翻訳	一般業務費
				含む	(資料等翻
					訳費)
5	通訳傭上		5, 866, 000 円	報酬、旅費	通訳傭上費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額 (税抜き) で計上してください。 (千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。 払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)として航空賃の総額の10%を加算して航空賃を見積もってください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争 参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)
- (9) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙:プロポーザル評価配点表

別添:プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	酉	己 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	(6)	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア)各種支援体制(本邦/現地)	3	
イ)ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2)作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 (1)	業務主任者	業務管理
	のみ	グループ/体制
1)業務主任者の経験・能力:業務主任者/〇〇	(25)	(10)
ア)類似業務等の経験	12	5
イ)業務主任者等としての経験	5	2
ウ)語学力	5	2
エ)その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア)類似業務の経験	_	5
イ)業務主任者等としての経験	_	2
ウ)語学力	_	2
エ)その他学位、資格等	_	1
3)業務管理体制	(-)	(5)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で)が行ってください。なお、業務主任者以外に1名(業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名)の出席を認めます。<u>また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。</u>

- 1. 実施時期:「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3)日程」参照 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- 2. 実施方法: Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ① Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。 (Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから) 認めません。) 指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

② 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上